

米空母の交代配備に伴う諸問題に対し横須賀市民の安全・安心を求める意見書の提出について

本市議会は平成 16 年及び 17 年に空母キティ・ホークの後継艦に通常型空母の配備を求める意見書を、また平成 17 年には原子力空母の配備に反対する決議を、それぞれ全会一致をもって可決した。この問題については、横須賀市長も幾度となく通常艦配備要請を行ったところである。しかしながら、平成 18 年 6 月に市長は、極東の安全を考える上で、空母の存在は重要であり、後継艦として通常型空母配備の可能性がゼロになったことが判明したことから、やむなく原子力空母の受け入れを容認する旨の表明を行った。

これに対し、平成 19 年 2 月には原子力空母の配備の是非を問うため、さらに本年 5 月には原子力空母の配備とその安全性を問うため、市民多数の署名を集めた直接請求による住民投票条例案がそれぞれ提出された。これは原子力空母の配備に対し多数の市民が危惧していることの証左として、署名の重みは市議会として真摯に受けとめるものである。

唯一の被爆国である日本国民にとって、核に関する対応は常に大きな問題となる。中でも横須賀市民は従前から米原子力潜水艦の放射能漏れ疑惑などから、核の安全性に対し強く不安を抱いており、その不安が解消されないまま、今回原子力空母が配備されることに一層不安を募らせたことが、今回の直接請求の一因であると言える。

さらに、市民は原子力艦船のみならず、米軍の規律に対しても不安を抱いている。米海軍に所属する兵士が、市内において起こした事件は、平成 18 年 1 月の女性会社員の強盗殺害事件、平成 19 年 7 月の 2 女性に対する刺傷事件、本年 3 月のタクシー運転手刺殺事件など多数に及び、その都度市民を恐怖に陥れた。それら事件の発生のたびに米軍は謝罪し、再発防止のための綱紀粛正を約束したが、日本を安全保障条約に基づき守る立場の米軍が、罪のない日本国民に危害を加えるという本末転倒とも言える事態に、市民の米軍に対する不信感はますます増大している。

米軍は、これらの事件に対し、日米地位協定の運用で最大限の協力体制をとっているが、もはや市民の安全な暮らしを守るためには運用改善ではなく、一刻も早い同協定の改定が必要である。

よって、国におかれては、市民の安全・安心確保のため、次の事項について米政府と早急に協議されるよう強く要望する。

- 1 原子力空母の安全性確保及び防災体制の強化
- 2 米兵による犯罪の再発防止に向けた実効性ある対策の確立
- 3 事故・事件発生時における迅速な情報公開及び事後における報告の徹底
- 4 日米地位協定の早期改定

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 5 月 16 日

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

~~~~~  
議案提出年月日 平成 20 年 5 月 15 日  
結 果 可決（全会一致）

5月16日の横須賀市議会の結果は下記のホームページをご覧ください  
本会議での討論の映像：<http://gikai02.kaigiroku.jp/dvl-yokosuka/2.html> 条例案に  
賛成/反対の議員名：<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/council/giji/080516gaiyou.pdf>